

令和2（2020）年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題（一般選抜）

（科目名） 民事訴訟法

I.

以下の文章は、最判昭和39年10月15日民集18巻8号1671頁の冒頭の部分である。
この判例の意義を説明し、その問題点を指摘しなさい。

「法人格を有しない社団すなわち権利能力のない社団については、(旧)民訴46条〔現行29条〕がこれについて規定するほか実定法上何ら明文がないけれども、権利能力のない社団とイイうるためには、団体としての組織をそなえ、そこには多数決の原則が行なわれ、構成員の変更にもかかわらず団体そのものが存続し、しかしてその組織によつて代表の方法、総会の運営、財産の管理その他団体としての主要な点が確定しているものでなければならないのである。しかして、このような権利能力のない社団の資産は構成員に総有的に帰属する。そして権利能力のない社団は『権利能力のない』社団でありながら、その代表者によつてその社団の名において構成員全体のため権利を取得し、義務を負担するのであるが、社団の名において行なわれるのは、一々すべての構成員の氏名を列挙することの煩を避けるために外ならない（従つて登記の場合、権利者自体の名を登記することを要し、権利能力なき社団においては、その実質的権利者たる構成員全部の名を登記できない結果として、その代表者名義をもつて不動産登記簿に登記するよりほかに方法がないのである。）。」

令和2（2020）年度 法学研究科博士課程前期2年の課程 入学試験問題（一般選抜）

（科目名） 民事訴訟法

Ⅱ.

民事訴訟法 115 条 1 項各号に掲げる者のそれぞれにつき、確定判決の効力が及ぶとされている理由を説明しなさい。